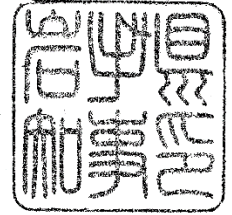


水振第 62-4 号
令和 3 年 6 月 2 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 3 管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）
の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 4 項の規定により、農林水産大臣からまさば及びごまさば太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第 16 条第 1 項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 小川
Tel：019-629-5805
Fax：019-629-5824
E-mai：g-ogawa@pref.iwate.jp

(案)

令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考
まさば及びごまさば太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	17,195 トン	905 トン（5%）を県の留保とする